

# 枚方市文化芸術振興条例

## 前文

私たちのまち枚方は、京都、大阪、奈良の中間に位置し、古くから豊かな文化を育んできた。古代には、百済王氏が移り住み、異国文化の彩りを添え、平安期には、渚院が和歌の舞台となり、江戸時代には、宿場町として賑わい、もてなしの文化が培われた。近代には、鉄道事業者により大阪美術学校が誘致され、多くの芸術家を輩出してきた。戦後、ベッドタウンとして飛躍的に発展する中で、プロやアマチュアを問わず、市民が自ら文化を享受したいという活動が活発化し、市は、文化施設の整備や普及事業の実施、市民活動の支援などを行い、市民とともに積極的に文化施策を展開してきた。また、多数の大学が所在し、学生が学び、暮らす学園都市を形成してきた。

このような背景のもと、枚方では、音楽をはじめ、演劇、美術など多彩な文化芸術活動が息長く継続され、それらの文化芸術活動は、枚方の誇りであり、まちの大きな特色となっている。

文化芸術は、人々の感性と創造性を育み、私たちの生活に喜びや生きがい、明日への希望を与えてくれる。また、自分らしさや個性、感情などを自由に表現できる寛容さがあり、多様性を受け入れる豊かな社会を築くものであることから、市民にとって「居場所」となる大切な心の拠り所である。

枚方のまちの未来を展望した時に、人をつなぎ、人を育む文化芸術は、持続的に発展する魅力あるまちづくりにおいて普遍的で重要な要素である。そして誰もが身近に文化芸術に触れることのできる環境の実現に向けて、市と市民、芸術家、事業者、大学、団体等との連携による文化芸術を視点とした都市政策の推進が不可欠である。

ここに私たちは、まちの特色である市民の活発な文化芸術活動を礎として、このまちを舞台に、市民一人ひとりが文化芸術活動の主角として、喜びと誇り、愛着を感じられるような文化芸術に満ちあふれたまちを築き上げることを決意し、この条例を制定する。

## 第1条 目的

この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに市民、芸術家（文化芸術に関する創造的活動を行う者をいう。以下同じ。）、事業者、大学、団体等及び市の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって喜びと活力にあふれ、生き生きとした魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 第2条 基本理念

- 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、誰もが等しく文化芸術に親しむことができるような環境の整備を図るものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動（文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、及びこれを発信することをいう。以下同じ。）を行うものの主体性及び創造性を尊重し、並びにその価値観の違いを理解し、及び尊重するものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の先駆性、革新性及び多様性を理解し、及び尊重するものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、枚方で培われてきた文化芸術を市民の財産として継承するとともに、新たな特色ある文化芸術の創造が促されるよう配慮するものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民、芸術家、事業者、大学、団体等及び市が相互に連携することにより文化芸術活動が行われるよう配慮するものとする。
- 文化芸術の振興に当たっては、市民の意見が反映されるよう配慮するものとする。

## 第3条 市民の役割

- 市民は、文化芸術に対する関心を深め、様々な活動を通じて、文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。
- 市民は、自らが文化芸術活動の主体として、その文化芸術活動を通じて相互に理解し、尊重し、及び交流を深めるよう努めるものとする。

## 第4条 芸術家の役割

- 芸術家は、その有する活力及び創意をもって行う主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。
- 芸術家は、文化芸術活動がまちづくりに寄与することを認識し、その知識及び技能の教授その他の芸術的専門性を生かした活動を行うよう努めるものとする。

## 第5条 事業者、大学及び団体等の役割

- 事業者、大学及び団体等は、文化芸術に関する地域貢献活動を行うことにより、地域社会の一員として、文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。
- 事業者、大学及び団体等は、文化芸術活動を行うものの支援に努めるものとする。

## 第6条 市の役割

- 市は、文化芸術活動を行うものの裾野の拡大その他の文化芸術の振興を図るため、国及び大阪府と連携を図りながら、市の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定するとともに、その実施に必要な体制を整備するよう努めるものとする。
- 市は、地域における人材、情報等の資源の活用を図ることにより、文化芸術を生かしたまちづくりを進めるものとする。

## 第7条 基本施策

市は、文化芸術を振興するため、市民、芸術家、事業者、大学及び団体等と連携を図りながら、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講じるものとする。

- 文化芸術に対する市民の関心及び理解を深めるための普及啓発
- 文化芸術に関する体験学習の実施その他の学校教育における文化芸術活動の機会の充実
- 子どもや若い世代が豊かな感性、創造性及び人間性を育むための文化芸術活動の機会の充実
- 障害者等が活発に文化芸術活動を行うことができる環境の整備
- 文化芸術活動の機会の充実並びに文化芸術活動の拠点施設の整備及び活用
- 特色ある文化芸術の創造に対する支援
- 文化芸術活動の拠点施設における文化芸術に関する事業を行うために必要な専門的能力を有する者その他文化芸術の振興を支える人材の確保及び育成
- 事業者、大学及び団体等が行う文化芸術に関する地域貢献活動の促進
- 国内及び国外の文化芸術活動を行うものとの連携及び交流
- 文化芸術に関する情報の収集、蓄積及び発信
- 文化芸術の振興に関し功績があったものに対する顕彰

## 第8条 文化芸術振興計画

- 市長は、前条に規定する基本施策を総合的に実施するため、枚方市文化芸術振興計画（以下「振興計画」という）を策定するものとする。
- 市長は、振興計画を策定し、又は変更するときは、次条第1項に規定する審議会及び市民の意見を聴かなければならない。

## 第9条 文化芸術振興審議会

- 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として枚方市文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 審議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、及び答申し、並びに市長に意見を述べるものとする。
  - 振興計画の策定及び変更に関すること。
  - 文化芸術の振興に係る重要事項に関すること。
- 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - 学識経験を有する者
  - 文化芸術に関する専門的知識を有する者
  - 公募による市民
  - 前3号に掲げる者のほか、審議会の担任意務に関し市長が適当と認める者
- 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営については、枚方市附属機関条例（平成24年枚方市条例第35号）第2条から第10条までの規定を準用する。